

千葉県報

号外
令和6年5月28日

主要目次

○ 人事委員会規則 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 議会告示	一
○ 千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示 監査委員告示	一
○ 千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示 議会訓令	二
○ 千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 監査委員訓令	二
○ 職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	二

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年五月二十八日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第二十一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和三十九年千葉県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号中「次号」を「法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員として在職した期間にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）第二十九条の規定により勤務時間が定められた日以外の日並びに同規則第三十条に規定する休日及び同規則第三十一条の規定により指定された代休日。次号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議会告示

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月二十八日

千葉県議会議長 伊藤 昌弘

千葉県議会告示第一号

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程（昭和二十七年千葉県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条」を「。以下「勤務時間条例」という。」第二条」に改める。

第三条第三項中「第四条第三項第五号」を「第四条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 任命権者等は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前三項及び第五条の規定による休憩時間の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。この場合において、任命権者等は、当該勤務をする時間と同一の時間数の休憩時間を所定の勤務時間（これらの規定による休憩時間の時間を除く。）の途中に置かなければならない。

第三条の次に次の三条を加える。

（勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの申告）

第四条 勤務時間規則第一条の四第一項の規定による申告は、庶務共通事務処理システム（情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、情報システム課長（千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）第八条第三項の規定により設置される総務部デジタル改革推進局情報システム課の長をいう。）が管理するものをいう。以下同じ。）により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定による申告について必要な事項は、別に定める。

（勤務時間条例第六条第五項の休憩時間）

第五条 任命権者等は、勤務時間条例第六条第五項の規定により、第三条第一項又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居その他別に定める場所（以下「職員の住居等」という。）における勤務をいい、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居等と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合に該当することとなるときは、当該移動に要する時間を超えない範囲内において、別に定めるところにより当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

2 任命権者等は、勤務時間条例第六条第五項の規定により、勤務時間条例第三条第三項

	議 会 訓 令 千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年五月二十八日 千葉県議会議長　伊藤　昌弘 千葉県議会議事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 議会议務局 千葉県議会議事務局事務決裁規程（昭和五十年千葉県議会訓令第２号）の一部を次のように改正する。 第六条第五号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び休日」を「並びに休日」に改める。 第七条第一項第五号中「週休日の振替」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等の振替」に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 附 則 この訓令は、令和六年六月一日から施行する。
監 査 委 員 訓 令 職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年五月二十八日 千葉県監査委員　小倉明 千葉県監査委員　川口浩明 千葉県監査委員　関政幸 千葉県監査委員　岩井泰憲	千葉県監査委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する告示 千葉県監査委員事務局事務決裁規程（昭和二十七年千葉県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。 第一条中「第二条」を「。以下「勤務時間条例」という。」第二条に改める。 第三条第三項中「第四条第三項第五号」を「第四条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。 ４ 任命権者等は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前三項及び第五条の規定による休憩時間の時間において職員に勤務することを命ずることができる。この場合において、任命権者等は、当該勤務をする時間と同一の時間数の休憩時間を所定の
監 査 委 員 告 示 千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示を次のように定める。 令和六年五月二十八日 千葉県監査委員　小倉明 千葉県監査委員　川口浩明 千葉県監査委員　関政幸 千葉県監査委員　岩井泰憲	千 葉 県 監 査 委 員 告 示 第 三 号 千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示 千葉県監査委員事務局事務決裁規程（昭和四十五年千葉県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項第三号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。 附 則 この告示は、令和六年六月一日から施行する。
監 査 委 員 告 示 千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示を次のように定める。 令和六年五月二十八日 千葉県監査委員　小倉明 千葉県監査委員　川口浩明 千葉県監査委員　関政幸 千葉県監査委員　岩井泰憲	千 葉 県 議 会 事 務 局 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 千葉県議会議事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年五月二十八日 千葉県議会議長　伊藤　昌弘 千葉県議会議事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 議会议務局 千葉県議会議事務局事務決裁規程（昭和五十年千葉県議会訓令第２号）の一部を次のように改正する。 第六条第五号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び休日」を「並びに休日」に改める。 第七条第一項第五号中「週休日の振替」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等の振替」に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 附 則 この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

勤務時間（これらの規定による休憩時間の時間を除く。）の途中に置かなければならない。 第三条の次に次の三条を加える。 （勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの申告）	第四条 勤務時間規則第一条の四第一項の規定による申告は、庶務共通事務処理システム（情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、情報システム課長（千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）第八条第三項の規定により設置される総務部デジタル改革推進局情報システム課の長をいう。）が管理するものをいう。以下同じ。）により行うものとする。 2 前項に規定するもののほか、同項の規定による申告について必要な事項は、別に定める。 （勤務時間条例第六条第五項の休憩時間）	第五条 任命権者等は、勤務時間条例第六条第五項の規定により、第三条第一項又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居その他別に定める場所（以下「職員の住居等」という。）における勤務をいい、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居等と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合に該当することとなるときは、当該移動に要する時間を超えない範囲内において、別に定めるところにより当該休憩時間を延長することができ、この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。	2 任命権者等は、勤務時間条例第六条第五項の規定により、勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合において、前条第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があつたときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。	3 前項の休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告（以下「休憩時間の申告」という。）は、第三条第一項又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であつて一日の勤務時間が六時間を超える場合においては、一時間（一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合であつて別に定める場合は、四十五分以上一時間未満の範囲内の時間であつて別に定める時間）の休憩時間を勤務時間の途中に置くことその他別に定める基準に適合するものでなければならない。（休憩時間の申告）	第六条 休憩時間の申告は、庶務共通事務処理システムにより行わなければならない。 2 職員は、第三条第一項又は第二項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であつて一日の勤務時間が六時間を超える場合には、休憩時間の申告を行わなければならない。 3 前各項に規定するもののほか、休憩時間の申告について必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、令和六年六月一日から施行する。
--	--	---	---	---	---

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八